

4. 用語の説明

【か行】

- グループホーム（共同生活援助）

障がいのある方が共同で生活する住まいで、相談や日常生活上の援助などのサービス提供を行います。

- ケアホーム（共同生活介護）

障がいのある方が共同で生活する住まいで、入浴、排せつ、食事の介護などのサービス提供を行います。

- 心の障壁の除去（ハートバリアフリー）

心のバリア（障壁）をなくして、お互いを尊重しあえるような、住みよいまちづくりを進めていこうという考え方。

【さ行】

- 弱者感应式信号機

附属スイッチにより、横断時間を長くすることのできる信号機。

- 就学指導

障がいのある児童・生徒の保護者に対して相談や支援を行うこと。

- 重度心身障害者医療費助成

障がいの等級1～3級（3級は内部障がいの方）の身体障がい者またはIQがおおむね50以下と判定又は診断された知的障がい者が、道内の医療機関で診療を受けた保険診療の自己負担分のうち一部を所得に応じて助成する制度です。

- 障害者基本法

障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に施策の基本となる事項を定めた法律です。また、国や地方自治体に障がい者のための施策に関する基本計画の策定も義務づけており、本計画もこの法律に基づき策定しています。

●障がい者虐待防止センター

平成24年10月1日に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、登別市保健福祉部障害福祉グループにおいて、障がい者虐待に関する通報の受理や、障がい者虐待の防止、相談、指導、養護者への支援などの「障がい者虐待防止センター」としての業務を行っています。

●障害者週間

国は、昭和56年の国際障害者年に12月9日を「障害者の日」と宣言し、平成5年には障害者基本法に「障害者の日」を明記しましたが、平成7年度に国際障害者デーである12月3日から9日までを「障害者週間」として「障害者の日」に変え障害者基本法に明記しました。「障害者週間」では、障がい者問題についての国民の理解と認識を深めるため、各種の啓発広報行事が行われています。

●障害者自立支援法

障害者自立支援法は、障害者基本法の基本的理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障がい者及び障がい児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として平成17年11月30日に制定されました。

●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

平成25年4月1日から、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とするとともに、障がい者の定義に難病等を追加し、平成26年4月1日から、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されます。

●障害福祉サービス

利用者への個別給付として、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスに分けられます。

(1) 訪問系サービス

| サービス種類 | 実施内容 |
|------------------|---|
| 居宅介護 (ホームヘルプ) | 自宅での食事、入浴、排せつの介護等を行うサービスです。 |
| 重度訪問介護 | 自宅での食事、入浴、排せつの介護や外出したときの移動中の介護を総合的に行うサービスです。 |
| 行動援護 | 行動するときの危険を避けるために必要な援護や外出したときの移動中の介護を行うサービスです。 |
| 同行援護 | 視覚障害により、移動が困難な方の外出するときに、移動に必要な情報の提供や移動の援護を行うサービスです。 |
| 重度障害者等包括支援 | 居宅介護等の複数の障害福祉サービスを包括的に行うサービスです。 |

(2) 日中活動系サービス

| サービス種類 | 実施内容 |
|---------------------|--|
| 生活介護 | 主に日中の障がい者支援施設等で食事、入浴、排せつの介護等を行い、創作的活動や生産活動の機会を提供するサービスです。 |
| 自立訓練 (機能訓練・生活訓練) | 自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間、身体機能・生活能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。 |
| 就労移行支援 | 一定期間、生産活動やその他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。 |
| 就労継続支援 (A型) | 一般企業での就労が困難な方に対し、雇用契約に基づく就労機会の提供や生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練など、一般就労に向けた訓練等を行うサービスです。 |
| 就労継続支援 (B型) | 一般企業等の雇用に結びつかない方や、一定の年齢に達している方に対し、雇用契約によらない就労機会の提供や生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練など、一般就労に向けた訓練等を行うサービスです。 |
| 療養介護 | 主に日中の病院等で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的な管理のもとでの介護や日常生活上の世話を行うサービスです。 |
| 短期入所 (ショートステイ) | 短期間、夜間も含め、施設で食事、入浴、排せつの介護等を行うサービスです。 |

(3) 居住系サービス

| サービス種類 | 実 施 内 容 |
|---------------------|---|
| 共同生活援助 (グループホーム) | 主に夜間の共同生活を行う住居として、相談やその他の日常生活上の援助を行うサービスです。 |
| 共同生活介護 (ケアホーム) | 主に夜間の共同生活を行う住居として食事、入浴、排せつの介護を行うサービスです。 |
| 施設入所支援 | 施設に入所する方に、夜間や休日。入浴、排せつ、食事の介護を行うサービスです。 |

●小地域ネットワーク

町内会が運営主体となり、その小地域を基盤として住民の参加と協力により、同じ地域の中で支えが必要な方々の生活を見守り、支え合い・助け合いを行う活動です。登別市社会福祉協議会で支援活動を行っています。

●自立支援医療

心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担を軽減する公費負担医療制度で、対象者は次の3種類があります。

(1) 精神通院医療

精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に必要とする者。

(2) 更生医療

身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障がい除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳以上）

(3) 育成医療

身体に障がい有する児童で、その障がい除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳未満）

【た行】

●地域生活支援事業

障害福祉サービスの個別給付のほか、障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、市町村が柔軟な事業形態により事業を効果的・効率的に実施します。事業の内容は、地域活動支援センター事業・移動支援事業・コミュニケーション支援事業・日常生活用具給付・相談支援事業、成年後見制度などがあります。

●特別支援教育

障がいを持つ児童・生徒の自立と社会参加を支援するための教育。平成19年4月の学校教育法一部改正により、これまでの障がい種（視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱・虚弱体質など）に加え、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症などが加わりました。

【な行】

●日常生活用具給付

在宅の重度の障がい者（児）に対し、日常生活を容易にするために生活用具を給付する制度です。

●ノーマライゼーション

障がいのある人もない人も、地域の中で同じように生活を営める社会が通常の世界であるという考え方。

【は行】

●発達障害

発達障害は、平成16年12月10日制定の発達障害者支援法で、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう」と定義されています。

●バリアフリー

段差解消やスロープの設置など、障がい者や高齢者の生活に不便な障がいを取り除こうという考え方。

●バリアフリー新法

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の通称で、高齢者・障がい者・妊婦・傷病者などが移動したり公共施設などを利用する際の利便性・安全性を向上させるために、公共交通機関・施設および広場・通路などのバリアフリー化を一体的に推進することを定めています。

●法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく制度で、民間事業主や地方公共団体などが一定の割合の障がい者を常用労働者として雇用することが義務付けられています。

●補装具給付

障がい者に対して、必要な機能を得るため、義肢、車椅子、補聴器等の交付または修理を行います。

●ボランティアセンター

ボランティア活動をしたい人と受けたい人が対等な立場で関わり、ボランティア本来の「共に生き、共に育ち、共に喜びを感じられる」ように、ボランティア活動に関する相談や活動をしたい人と受けたい人との調整などを行う機関。正式名称は「登別市ボランティアセンター」であり、登別市社会福祉協議会内にあります。

【ま行】

●民生委員・児童委員

民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、各市町村に置かれる民間奉仕者です。担当地域内の生活に困っている人や障がい者、高齢者、児童などの相談に応じ、必要な助言、支援などを行います。

【や行】

●養護学校

心身に障がいのある児童や病弱児に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行い、その障がいを補うために必要な知識、技能等を養うことを目的とする学校。

●ユニバーサルデザイン

障がいの有無や高齢であることなどの関わらず、全ての人が安全かつ容易に利用できるように、製品、建造物、生活空間及び移動手段などをデザインすることをいいます。

【ら行】

●ライフステージ

人間の一生における年代ごとの段階のこと。

●リハビリテーション

障がいのある人が、再び社会生活に復帰するための総合的な治療的訓練。身体的な機能回復訓練のほか、精神的な回復訓練も含まれます。